

平成 29 年度からの入所制度の変更について

1 趣 旨

全国的な保育士不足の中、当市においても保育士の確保が困難な状況であり、それに伴い、潜在的待機児童が増大する一因となっていることから、下記の 2 点について、入所制度の取扱いを変更し、保育士の安定的な雇用及び潜在的待機児童の解消を図る。

2 変更の内容

(1) 保育士の子どもの保育施設入所に係る優先的な取扱いについて

当面の間、保育施設の入所選考のための「八戸市保育利用に関する利用調整基準」に新たな加点を設定し、市内の保育施設に就労する保育士の子どもが保育施設の利用を希望する場合、優先的に入所する取扱いを実施することにより、保育士の新規雇用の確保や離職防止を図るほか、潜在的待機児童の減少につなげる。

- ① 対象となる子ども 父母（又は養育者）が保育士資格又は幼稚園教諭免許状を有しており、市内の保育施設等に就労（育児休業を含む）中である者又は入園希望日の後 1 か月の間に就労する者の子ども
- ② 対象保育施設等 保育所、認定こども園、地域型保育事業
- ③ 新規加点の設定 「八戸市保育利用に関する利用調整基準」の調整点数欄に 10 点を加点する新たな項目を追加

(2) 求職活動事由による支給認定の再認定、有効期間の変更について

求職活動事由による保育利用（認定期間3か月、年度内5か月）の取扱いを是正し、真に保育を必要とする子どもの入所機会を確保する。

区 分	現行制度	変更後
認定期間 (求職活動事由の保育 利用期間)	90日を経過する日が属する月の末日(3か月)	変更なし
再認定する場合	認定期間と同期間の認定を繰り返す。 例) 3か月+3か月 = 6か月	3か月以内の認定を繰り返す。 例) 3か月+2か月 = 5か月
年度内の認定期間 (求職活動事由の合算)	5か月 (実際は <u>5か月以上</u> の認定)	5か月 (<u>5か月後の末日まで</u>)

※いずれの場合も、年度をまたぐ場合は保育利用期間がリセットされ、4月から新たに3か月(年度内5か月)の認定が可能。

3 制度の導入時期

平成29年4月1日入所から適用する。

※2(1)は、実施から5年を目途に制度を見直し、継続・廃止を検討する。